

令和 2 年 第 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 5 月 1 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和2年5月1日(金)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第31号 農地法第3条許可について

議案第32号 農地法第4条許可について

議案第33号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第34号 農地法第5条許可について

議案第35号 非農地証明について

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第25号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第26号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第27号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第28号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第29号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第30号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
7番	松元明彦	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	長友紘子	11番	川崎正信	12番	川越正彦
13番	茜ヶ久保加代	14番	持原義信	16番	片上英行
17番	比恵島章之	18番	川越達也	19番	秋山広美
20番	前田峰子	21番	中村和寛	22番	外菌香
23番	井田勝美	24番	小玉利光		

5. 欠席委員

15番 小倉俊博


6. 事務局出席者

局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 美 

委員 外蘭 香 

委員 岡 武義 

午後3時0分開会

○議長（松田） これより令和2年第5回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、15番小倉俊博委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2番岡武義委員、22番外蘭香委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいただきます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり1ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は6議案の御審議をお願いいたします。

議案第31号「農地法第3条許可について」は13件でございます。議案第32号「農地法第4条許可について」は2件でございます。議案第33号「農地法第5条許可に係る事業計画変更について」は1件でございます。議案第34号「農地法第5条許可について」は22件でございます。議案第35号「非農地証明について」は4件でございます。議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」は58件でございます。以上、審議件数は100件となっております。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、13万9,456平米でございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、10万5,313平方メートルでございました。

説明は以上でございます。

○議長（松田） 議案第31号農地法第3条許可について、1ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた

案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの番号47が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号49、50を御覧ください。関連がありますので併せて御説明いたします。

本案件は、受人の耕作面積が4,672平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が7,142平米となり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に番号51を御覧ください。

今回申請します法人は、宮崎市大字跡江に本拠を置く社会福祉法人です。この社会福祉法人所管の施設の一つとして、障がい者支援施設があります。

今回、この施設の入所者のリハビリ農園として利用するため、農地を取得するものです。本申請は、農地法第3条の不許可の例外規定である農地法施行令第2条第1項第1号ハの「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令が定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当しております。よって、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号56を御覧ください。

本案件は、受人の耕作面積が3,022.17平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,767.17平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号58を御覧ください。

本案件は、兄から弟へ贈与を行うものです。受人である弟の経営面積は3,736平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が6,577平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22番（外蘭委員） 57番ですが、高岡町内で、202平米で70万円ということで10a当たり347万円になります。3条では問題ないということですが、キンカンを栽培するには面積も少ない気がしますので、売買の詳細が分かれば教えてください。

○事務局（山之上） 細かい経緯等の確認はしておりませんが、本人からの聞き取りにより、この価格で計上しております。

○事務局（西領） 買われる土地が受人の家の横だということで、この人しか買えないので、この値段でお願いしたいということで、70万の設定をされたと聞いております。

○22番（外蘭委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 32 号農地法第 4 条許可について、4 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、番号 16 につきましては、農地法の許可を得ず、申請地を植林地として利用していたことから、始末書付の案件となっておりますが、立地基準・一般基準等を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 33 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について、5 ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希

望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号3を御覧ください。

本申請は、宮崎市大字折生迫の農地に植林する目的で農地法第5条の転用許可申請を行い、平成27年1月27日に許可を得ていますが、許可後の申請地の一部の整備に時間がかかり、植林が行われていない土地があります。今回、その土地の一部を転用実行者を承継人に変更し、変更後の立地基準・一般基準等を満たしていることから議案として上程したものです。

なお、転用申請は、10ページの議案第34号番号113で別途議案として上程しています。

また、残りの植林が行われていない土地については、整備ができ次第、植林を行うとのことでした。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 転用許可を取られた目的がオリーブという植林になっていますが、その当時は、転用という許可が必要だったけれども、今後は、オリーブを植えた場合には転用の許可が必要になるのでしょうか。果樹扱いになるのではないかなという判断をしているのですが、今後は、どうなのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（山之上） どういった用途でオリーブを植えられるのか、そのオリーブの実から油を取って販売するなどの利用等を細かく聞いた上で判断します。

植えるだけということであれば植林という扱いに、その実を使って、化粧品であったり油であったり製品化するということであれば、農地としての売買になると思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 34 号農地法第 5 条許可について、6 ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、日高隆志委員の退室を求めます。

（1 番日高隆志委員退室）

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

まず、番号 98 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下那珂在住の農家、受人は宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く養鰻業などを営む法人です。

お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しています。1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字島之内にあります JR 日向住吉駅から東に約 1.3 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を養鰻場として使用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張（既存敷地の 1/2 以下）」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に L 型擁壁等を設置し、雨水は北側の養鰻場の排水に接続し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 99 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字広原在住の農家、受人は宮崎市大字新名爪在住の個人で、親子です。申請地は、宮崎市大字広原にあります萩の台公園から東に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ、生活排水は公共下水道へ接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、6ページの番号101、7ページの番号103がございます。

最後に、番号100を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳土在住の農家、受人は宮崎市佐土原町東上那珂に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字新名爪にあります宮崎県立北高等学校から南に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎県発注の急傾斜工事に伴う「現場事務所など」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、同様の「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、7ページの番号102がございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（井田委員） 98 番の航空写真を見ると、ビニールハウスがありますが、これの中に養鰻場を造るのですか。

○事務局（川越） ビニールハウスでは、現在、キュウリを栽培しております、こちらのハウスを全て解体して、新たに養鰻場を設置するということを聞いております。以上です。

○23 番（井田委員） 解体してということであれば、中古ハウスで新規就農者に転売するといいですけどね。

○事務局（川越） ビニールハウスにつきましては移設するという話を伺っております。以上です。

○23 番（井田委員） どうもありがとうございました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

日高隆志委員の入室を求めます。

（1 番日高隆志委員入室）

○議長（松田） 次に、7 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号 113 を御覧ください。

先ほど説明しました5 ページ議案第 33 号の案件です。本案件は、植林が行われていない申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 35 号非農地証明について、12 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 35 号非農地証明について説明します。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、4 件の案件について御説明いたします。

申請番号 7 は、登記簿地目が畑であります。現況は宅地及び通路として利用されている雑種地になっており、昭和 22 年当時の航空写真によっても同様の利用がなされていることが確認できました。

次に、申請番号 8 及び 9 は、登記地目は畑になっておりますが、現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

最後に、申請番号 10 は、登記地目は田になっておりますが、現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野及び山林化しております。

これらのことから、4 件の案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件については、4 月 21 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 36 号農用地利用集積計画の決定について、13 ページから 45 ページまでの利

用権設定分を議題とします。

○事務局（加野） 議案第36号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、13ページの番号66番から21ページの番号79番までの13件でございます。

利用権設定につきましては、22ページの番号275番から45ページの番号314番までの40件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が16件、賃借権の再設定が4件、新規設定が16件となっており、このうち、番号279から284、300、301の8件につきましては、解除条件付で利用権設定をする案件となっております。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければなりません。

ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に利用権を設定する規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに利用権設定を解除して農地を返却する、などの条件つきでの利用権の設定をすることになります。

この解除条件付の利用権設定の場合、認定農業者または認定新規就農者を取得していること、などの要件があります。

受人は、令和2年3月25日に法人で認定農業者を取得しており、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号における解除条件付利用権の設定を行うことのできる者としての要件を満たすことから、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、46 ページから 48 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、46 ページの番号 315 番から 48 ページの番号 319 番までの 5 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 25 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 10 件でございます。

報告第 26 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 21 件でございます。

報告第 27 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 28 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 21 件でございます。

報告第 29 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 30 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 10 件でございます。

なお、報告第 25 号、第 26 号につきましては、局長の専決処分により受理されたも

ので、備考欄に専決日を記載しております。

第 27 号、第 28 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 2 年第 5 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 44 分閉会